

平成17年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者名 取締役社長 長谷川 浩 嗣
(コード番号：2002 東証・大証1部)
問合せ先 執行役員総務本部広報グループ長
森 裕 行
(TEL 03-5282-6651)

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成17年5月12日開催の取締役会において、平成17年6月28日開催予定の当社第161回定時株主総会に、定款の一部変更を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社の発行する株式の総数は、461,672,000株でございますが、発行済株式総数は既に233,214,044株となっておりますので、将来の資金調達、資本政策などの機動性を高めるため、定款第5条を変更し当社の発行する株式の総数を増加するものであります。

また、この定款変更は、現時点で具体的事象はありませんが仮に企業価値を毀損する買収者が現われた場合に、企業価値を守るべく当社がとり得る適正な選択肢を広げることにもなり得ると考えております。

なお、今後防衛策として株主及び投資家に影響を与える施策を決定した場合は、その詳細について直ちに公表いたします。

(2) 平成17年4月27日に開催された取締役会の決議により、役員退職慰労金制度を来る定時株主総会の日をもって廃止するので、定款第20条及び第33条から退職慰労金の文言を削除するものであります。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 4億6167万2千株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p>	<p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 9億3285万6千株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬は、株主総会でこれを定める。</p> <p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、株主総会でこれを定める。</p>

以上